

(3) 登録免許税法の一部改正

(登録免許税法の一部改正)

第二十五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一十一号中

- | |
|--|
| (六) 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第二項（在外者の特許管理人）の特許管理人の選任代理権の登録 |
| (七) 附記登録、仮登録、 ^{抹消} した登録の回復の登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(六)までの登録に該当するものを除く。） |
| (八) 登録の抹消 |

八条第三 又はその 録又は登 うち(一)か	特許権等の件数	一件につき千五百 円	を	(六) 付記登録、仮登 録の更正若しくは ら(六)までの登録に (七) 登録の抹消
	特許権等の件数	一件につき千円		

録、抹消した登録の回復の登録又は登 変更の登録（これらの登録のうち(一)か 該当するものを除く。）	特許権等の件数	一件につき千円
	特許権等の件数	一件につき千円

- | |
|--|
| (六) 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三
二条の五第二項（特許法の準用）において準
特許法第八条第三項（在外者の特許管理人） |
|--|

に、同表第十二号中	新案管理人の選任又はその代理権の登録
	(七) 附記登録、仮登録、 ^{抹消} した登録の回復の は登録の更正若しくは変更の登録（これらの うち(一)から(八)までの登録に該当するものを除く。）
	(八) 登録の ^{抹消}

号) 第 用する の実用 登録又 登録の く。)	実用新案権等の件数	一件につき千五 百円	
	実用新案権等の件数	一件につき千円	「(六) 付記登録、仮 録の更正若しく ら(八)までの登録 を」
	実用新案権等の件数	一件につき千円	(七) 登録の抹消

登録、抹消した登録の回復の登録又は登 は変更の登録（これらの登録のうち(一)か に該当するものを除く。）	実用新案権等の件数	一件につ
	実用新案権等の件数	一件につ

き千円	(六) 意匠法（昭和三十四年法律第二百二 条第二項（特許法の準用）において 八条第三項（在外者の特許管理人） 任又はその代理権の登録
に、同表第十三号中	(七) 附記登録、仮登録、 ^{抹消} した登録 登録の更正若しくは変更の登録（こ (一)から(八)までの登録に該当するもの
き千円	

(八) 登録の抹消^{まつ}

十五号) 第六十八 準用する特許法第 の意匠管理人の選 の回復の登録又は これらの登録のうち を除く。)	意匠権等の件数 意匠権等の件数 意匠権等の件数	一件につき千五百 円 一件につき千円 一件につき千円	「(六) 付 の更 まで を (七) 登
記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録 正若しくは変更の登録) これらの登録のうち(一)から(五) の登録に該当するものを除く。)		意匠権等の件数	
録の抹消		意匠権等の件数	
一件につき千円 一件につき千円	に、同表第十四号中	(六) 商標法(昭和三十四年法 二項(特許法の準用)にお 項(在外者の特許管理人) 理権の登録 (七) 附記登録、仮登録、抹消 の更正若しくは変更の登録 までの登録に該当するもの (八) 登録の抹消 ^{まつ}	
律第百二十七号) 第七十七条第 いて準用する特許法第八条第三	商標権等の件数	一件につき千五百 円	

の商標管理人の選任又はその代 した登録の回復の登録又は登録 (これらの登録のうち()から(六) を除く。)	商標権等の件数	一件につき千円	
	商標権等の件数	一件につき千円	
<p>(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録 の更正若しくは変更の登録 (これらの登録のうち()から(五) までの登録に該当するものを除く。)</p>			
(七) 登録の抹消			商標
<p>権等の件数 一件につき千円 に改める。</p>			
権等の件数	一件につき千円		

本条は、特許権等の登録免許税に係る課税標準及び税率を定めたものである。
今回の改正で特許法第8条第3項の規定による特許管理人等の登録制度を廃止
したことから、当該制度に係る登録免許税の規定を削除し、これに伴い形式的な規定の整備を行ったものである。

(参考) 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十九条、第二十三条、第二十四条関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定 又は技能証明の事項	課税標準	税率
(第一号から第十号まで略)		
十一 特許権の登録(特許権の信託の登録を含む。)		
(一)から(四)まで略		
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復 の登録又は登録の更正若しくは変更の登録 (これらの登録のうち(一)から(四)までの登録 に該当するものを除く。)	特許権等の 件数	一件につき 千円
(七) 登録の抹消	特許権等の 件数	一件につき 千円
十二 実用新案権の登録(実用新案権の信託の登録を含む。)		
(一)から(四)まで略		
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復 の登録又は登録の更正若しくは変更の登録 (これらの登録のうち(一)から(四)までの登録 に該当するものを除く。)	実用新案権 等の件数	一件につき 千円
(七) 登録の抹消	実用新案権 等の件数	一件につき 千円
十三 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)		
(一)から(四)まで略		

(六) <u>付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録</u> <u>(これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く。)</u>	<u>意匠権等の件数</u>	<u>一件につき千円</u>
(七) <u>登録の抹消</u>	<u>意匠権等の件数</u>	<u>一件につき千円</u>

十四 商標権の登録（商標権の信託の登録を含む。）

(一)から(五)まで略		
(六) <u>付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録</u> <u>(これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く。)</u>	<u>商標権等の件数</u>	<u>一件につき千円</u>
(七) <u>登録の抹消</u>	<u>商標権等の件数</u>	<u>一件につき千円</u>
(第十四号の二以下略)		

(4) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第二十六条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第八条第一項及び第二項」を「第八条」に改める。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の第19条第1項は、特許法の規定を準用する旨を定めたものである。

また、今回の改正で特許法第8条第3項が削除されたことに伴い、該当部分の修正を行ったものである。

(参考) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）

(特許法の準用)

第十九条 特許法第七条第一項から第三項まで、第八条、第十一条、第十三条第一項及び第四項、第十六条、第二十条並びに第二十一条の規定は、この法律の規定に基づく手続に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）に別段の定めがあるときは、その定めを実施するため、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。

(第二項以下略)

(5) 特許特別会計法の一部改正

(特許特別会計法の一部改正)

第二十七条 特許特別会計法（昭和五十九年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「受入金」の下に「、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び同法第百十二条第二項の規定による割増特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び割増登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）、同法第百九十五条第一項から第三項までの規定による手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する事務に係る手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）」を加え、「収入金及び」を「収入金並びに」に改める。

今回の改正により、特許法第107条第1項の規定による特許料及び同法第112条第2項の規定による割増特許料、その他工業所有権に関する登録料及び割増登録料、特許法第195条第1項から第3項までの規定による手数料、その他工業所有権に関する事務に係る手数料について、特許料等の料金納付について印紙納付に限定している現行規制を緩和し、従来の特許印紙に限らず現金による納付を認めたことから、特許特別会計法第3条に規定する歳入として印紙による収入以外に現金による収入が発生することとなったため、当該料金に係る事項を追加した。

「収入金及び」を「収入金並びに」に改めたのは、前記の改正で「及び」で接続するものが加えられ、当該接続段階の方が大きくなつたことにより「及び」を「並びに」に改めた。

(参考) 特許特別会計法（昭和五十九年法律第二十四号）

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）第四十条の規定による郵政事業特別会計からの特許印紙に係る受入金、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び同法第百十二条第二項の規定による割増特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び割増登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）、同法第百九十五条第一項から第三項までの規定による手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する事務に係る手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）、第七条の規定による一般会計からの繰入金、第十一条第一項の規定による借入金、第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

商標料金新旧対照表

料 金 の 種 類	改 正 後	現行料金	法律根拠
(通常)出願料	6,000円+15,000円×区分数	21,000円	第76条別表第1号
連合出願料	--	43,000円	—
設定登録料(一括払)	66,000円×区分数	66,000円	第40条第1項 第41条の2第1項
分納額(前半支払分)	44,000円×区分数	—	同上
分納額(後半支払分)	44,000円×区分数	—	同上
更新出願料		21,000円	—
更新登録料(一括分)	151,000円×区分数	130,000円	第40条第2項 第41条の2第2項
分納額(前半支払分)	101,000円×区分数	—	同上
分納額(後半支払分)	101,000円×区分数	—	同上
剖増登録料			
設定登録・分納後半支払分	44,000円×区分数	—	第43条第3項
更新登録・一括払	151,000円×区分数	—	第43条第1項
更新登録・分納前半支払分	101,000円×区分数	—	第43条第2項
更新登録・分納後半支払分	101,000円×区分数	—	第43条第3項
審判・再審請求料	15,000円+40,000円×区分数	55,000円	第76条別表第7号
審判・再審への参加申請料			
当事者参加	55,000円	55,000円	第76条別表第8号
補助参加	16,500円	16,500円	同上
異議申立料	3,000円+8,000円×区分数	11,000円	第76条別表第5号
異議申立て審理への参加申請料	3,300円	—	第76条別表第6号
判定請求料	40,000円	40,000円	第76条別表第4号
防護標章出願料	12,000円+30,000円×区分数	21,000円	第76条別表第2号
防護標章更新出願料	12,000円+30,000円×区分数	21,000円	同上
防護標章設定登録料	66,000円×区分数	66,000円	第65条の7第1項
防護標章更新登録料	130,000円×区分数	130,000円	第65条の7第2項
登録の分割申請料	30,000円	—	第76条別表第3号

経過措置

重複登録サービスマークに係る 更新出願料 更新登録料	21,000円 151,000円	—	附則第19条 附則第15条第2項
H9.3.31以前の更新出願に係る 更新登録料 更新登録料分納前半支払分 更新登録料分納後半支払分	130,000円 87,000円 87,000円	— — —	附則第7条第1項 附則第7条第3項 同上

(注) 上記料金のうち、手数料については特許法等関係手数料令第4条で定める額である。